

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 5 年 10 月 16 日

(令和 4 年度決算)

(環境生活部・商工労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和5年10月16日(月曜日)

午前9時57分開議
 午前11時5分休憩
 午後0時57分開議
 午後2時9分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 高野 洋 介
- 副委員長 河津 修 司
- 委員 岩下 栄 一
- 委員 岩中 伸 司
- 委員 城下 広 作
- 委員 鎌田 聡
- 委員 吉永 和 世
- 委員 溝口 幸 治
- 委員 西山 宗 孝
- 委員 城戸 淳
- 委員 荒川 知 章

欠席委員(1人)

- 委員 池 永 幸 生

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 小原 雅 之
- 政策審議監 上田 哲 也
- 医監 山口 喜久雄
- 環境局長 坂野 定 則
- 県民生活局長 永江 昌 二
- 環境政策課長 枝國 智 子
- 水俣病保健課長 入田 秀 喜
- 水俣病審査課長 佐藤 豊
- 環境立県推進課長 吉澤 和 宏
- 環境保全課長 村岡 俊 彦
- 自然保護課長 蓑田 公 彦
- 首席審議員
- 兼循環社会推進課長 鈴 和 幸
- くらしの安全推進課長 東田 智 裕
- 消費生活課長 三角 登志美
- 男女参画・協働推進課長 板橋 麻 里
- 人権同和政策課長 早田 吉 秀

商工労働部

- 部長 三輪 孝 之
- 総括審議員
- 兼産業振興局長 内藤 美 恵
- 政策審議監
- 兼商工雇用創生局長 清田 克 広
- 商工政策課長 池永 淳 一
- 商工振興金融課長 田浦 貴 久
- 労働雇用創生課長 時田 一 弘
- 産業支援課長 辻井 翔 太
- エネルギー政策課長 岡山 公 明
- 企業立地課長 元田 啓 介

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 野尾 晴一朗
- 会計課長 杉本 良 一

監査委員事務局出席者

局長 浦田 隆治
監査監 天野 誠史

事務局職員出席者

議事課主幹 平江 正博
議事課主幹 宗像 克彦
議事課課長補佐 楨原 俊郎

午前9時57分開議

○高野洋介委員長 ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部の審査を行うこととしております。

これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は、「公共関与産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもについては、熊本地震等の災害廃棄物の受入れにより、当初の予想を上回るペースで埋立てが進んでいる。公共関与の役割の重要性や再度の災害発生を念頭に置き、今後とも、産業廃棄物が支障なく処分できるように対応すること。」という

御指摘でございました。

措置状況につきましては、まず、エコアくまもにつきましては、総容量約42万立方メートルのうち約半分が埋め立てられ、残容量が約21万立方メートルとなっています。

今後、災害廃棄物以外の産業廃棄物のみを、これまでの実績を踏まえ、毎年約7,000立方メートル埋め立てた場合、20年以上は受入れ可能でございます。

また、県内の最終処分場は、安定型、管理型合わせて12か所で、総残容量が143万立方メートルあります。

このほか、民間の管理型最終処分場の整備計画を確認したところ、約105万立方メートルの拡張計画があり、既に環境アセスメントの手続が終了し、早ければ令和8年度に整備される予定であることを確認しております。

次に、災害が発生した場合の取組でございます。

他県との連携が重要になるというふうに考えております。

まず、九州地方知事会の取組である九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定に基づく連絡協議会において、災害発生時の連携について確認しております。

また、環境省を中心とする大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会においても、九州各県の廃棄物処理施設における災害廃棄物の受入れ基準に関するリストの共有などを進めております。

今後とも、公共関与の役割の重要性や再度の災害を念頭に置き、民間事業者の動きを見極め、併せて災害発生時の九州各県との連携の強化を図りつつ、産業廃棄物が支障なく処分できるよう取り組んでまいります。

御指摘に係る措置状況は、以上のとおりです。

続きまして、環境生活部の令和4年度決算概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

令和4年度歳入歳出決算総括表の左端、区分欄のとおり、当部に関連する会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額109億5,000万円余に対しまして、調定額、収入済額はともに108億7,400万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額であります7,500万円余は、主に事業繰越しに伴う国庫補助金の減によるものです。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額183億3,800万円余に対しまして、支出済額は173億200万円余、繰越額は2億7,100万円余で、不用額は7億6,400万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、水俣病総合対策事業における療養費の支給額が当初の見込みを下回ったこと及び入札に伴う執行残などによるものです。

以上が環境生活部の令和4年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

枝國環境政策課長。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

最初に、今年度の定期監査におきまして、環境生活部への指摘事項はございませんでした。

次に、時間外勤務についてですが、「時間外勤務の状況について」という資料をお願いいたします。

環境生活部の令和4年度の時間外勤務数は

2万1,092時間で、職員1人当たり平均137時間となっております。

また、令和4年度の4月から8月までが9,616時間、令和5年度の同時期が6,983時間であり、比較しますと、令和5年度が約2,600時間の減となっております。

減の主な理由としては、下段のとおり、令和4年度は、アサリの産地偽装問題や水俣病関係訴訟等への対応のため、時間外勤務を要したこと、また、部内各課において、職員の業務分担の平準化や業務改善を図るなど、時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいる結果と考えております。

それでは、環境政策課の決算について御説明します。

資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページ、一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、災害対応等で人事課から特別配当を受けた職員の時間外勤務手当等です。この項目は、各部局の筆頭課に一括して計上することとなっております。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などでございます。

不用額674万円余については、待ち受け予算である政策調整事業と職員給与費の執行残等です。

下段の諸支出金は、次に御説明しますチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金です。

4ページをお願いいたします。

チッソ関連の特別会計でございます。

最初に、この特別会計の概要を御説明します。

チッソが行う補償金の支払いに係る資金の貸付けや水俣・芦北地域振興財団がチッソに対して行った一時金の支払いに係る資金等の貸付けのために発行した県債の償還などを行

うための特別会計です。

チッソへの金融支援については、閣議了解に基づき、県が県債等を発行して貸付けを行いますとともに、チッソの経常利益の中から可能な範囲で県に返済を求めています。この返済額が県債の償還額に不足する場合は、その8割を国庫補助金、残りの2割を全額交付税措置のある特別県債を発行して、県の償還財源に充当しております。

それでは、内容を御説明いたします。

まず、歳入について、全ての項目で、不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ上段のチッソ貸付金元金及びその下の利子の合計1億700万円余は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金です。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、いわゆる平成7年一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金です。

下段の国庫支出金4億2,900万円余は、先ほど触れましたチッソからの返済額が償還額に不足する分の8割に相当する国からの補助金です。

5ページの上段の一般会計繰入金10億5,900万円余は、特別県債の元利償還に必要な資金の繰入れ、中段の県債は、後ほど歳出に出てまいります。チッソに対する特別貸付金1億600万円の財源として発行した県債の額になります。こちらについては、全額交付税措置されております。

下段の一般会計繰入金7億5,600万円余は、平成22年の水俣病特措法に伴う一時金県債に係る元利償還金に対する繰入金です。

6ページからが歳出でございます。

上段のチッソ貸付費5億3,600万円余は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の元利償還金です。

中段の水俣病問題解決支援財団出資費2億7,600万円余は、平成7年一時金県債の元利

償還金です。

7ページ上段の支援措置費のうち特別貸付金1億600万円は、特別県債によるチッソへの貸付金となっております。

中段の公債費10億5,900万円余は、特別県債の元利償還金です。

8ページをお願いいたします。

一時金支払関係支援費7億5,600万円余は、平成22年の特措法に伴う一時金県債の元利償還金です。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、下から2段目、水俣病総合対策事業費補助が主なものです。

これは、当該補助の大部分を占める医療事業における対象者数の減により、県の歳入予算は、年度末に減額補正いたしておりますが、国からの補助金は、年度当初の申請額により交付されるため、差額が生じるものです。

なお、この差額につきましては、本年度、国に返還いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

公害保健費について、不用額4億6,600万円余の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費における対象者数の減により、療養費等の支給実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額ともございません。

次に、表の4段目、諸収入でございますが、こちらにも不納欠損額及び収入未済額はございません。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

最下段の公害保健費でございますが、3,769万円余の不用額が出ております。

これは、備考欄に記載のとおり、水俣病の検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料14ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

15ページ上段の環境保全基金繰入金につきまして、予算額に対して収入済額が310万円余の減額となっております。

これは、基金充当事業の実績額が所要見込額を下回ったことに伴い、基金の取崩し額も減額となったものでございます。

最下段の雑入でございますが、これは、環境センターの受変電設備の改修における水俣市の負担金でございます。工事を次年度に繰り越したため、負担金2,400万円余についても次年度の受入れとなります。

事業の繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

下段の計画調査費ですが、これは、主に企業局の工業用水道事業の資金不足に対する貸付金でございます。このほか、地下水保全などを行うもので、不用額2,500万円余は、経費節減等に伴う執行残でございます。

次の17ページでございますけれども、最下段の企業局の工業用水道繰出金がございますので、こちらから説明させていただきます。

先ほど貸付金というのがございましたけれども、これは、企業局の元利償還金の一部や児童手当、電気料金価格高騰に係る交付金など、一般会計が負担すべきと整理された費用に対する補助金でございます。

それでは、17ページの2段目に戻ります。

公害対策費ですが、これは、地球温暖化対策、環境センターの運営に係る事業などでございます。

不用額2,990万円余でございますけれども、環境センターの受変電設備の改修工事の入札残等のほか、球磨川流域における断熱住宅のリフォーム、新築に対する補助について、執行額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

最後に、繰越事業につきまして、こちらの別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

上段の環境センター運営事業につきましては、環境センターの受変電設備の改修の繰越しでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事の施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。なお、工事は既に完了しております。

下段の球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業につきましては、断熱住宅のリフォーム、新築に対する補助を行いましたが、年度内に完了しない補助対象工事がございましたので、繰り越したものでございます。50%が完了としておりますが、今日現在で既に完了報告が全て提出済みでございます。

環境立県推進課は以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、衛生費のうち、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発や公共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整を図るための環境影響評価審査費などでございます。

不用額480万円余につきましては、人件費及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業等でございます。

不用額1,370万円余につきましては、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業等でございます。

不用額280万円余につきましては、水道施設整備事業に係る補助所要額の減に伴う執行残でございます。

環境保全課は以上でございます。

○葦田自然保護課長 自然保護課でございます。

21ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

上から3段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは、感染症対応に係る自然公園内の施設改修に対する国の交付金でございます。予算額に対して収入済

額が2,700万円余の減収となっておりますが、これは、当初の改修計画で計上した箇所につきまして、各振興局と調整した結果、改修実施数に変更となったことによるものでございます。

説明資料22ページをお願いいたします。

上から2段目の自然環境整備交付金でございますが、これは、国立公園内の施設整備等に対する国の交付金でございます。予算額に対して収入済額が1億5,000万円余の減収となっておりますが、主に繰越しとなったことによるものでございます。

事業の繰越しにつきましては、後ほど附属資料により説明させていただきます。

続きまして、歳出について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

上から2段目の鳥獣保護費でございますが、これは、野生鳥獣の適切な保護管理、野生鳥獣由来の感染症対策、鳥獣捕獲の担い手対策等を行うものでございます。

不用額1,400万円余は、主に入札に伴う執行残でございます。

24ページをお願いいたします。

上段の観光費でございますが、これは、国立公園内の施設整備等を行ったものでございます。

不用額9,000万円余につきましては、主に入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、今年度に繰越しとなった事業について説明させていただきます。

別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、事業名中段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業につきましては、令和2年7月豪雨災の復旧工事の影響等により、労務確保ができなかったことなどから、繰り越したものでございます。

なお、9月末には3か所とも事業は完了し

ております。

最下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業の大観峰排水施設整備でございますが、地元関係者との調整に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、年度内の事業発注を目指し、地元協議を進めております。

次に、3ページをお願いいたします。

上段の国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業、令和4年国経済対策分につきましては、市房山麓野営場の施設改修でございますが、令和4年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できず、繰り越したものでございます。

なお、年度内に事業完了の見込みでございます。

4ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

上段の国立公園満喫プロジェクト推進事業及び下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和3年国経済対策分につきましては、今年の1月に阿蘇中岳火口周辺の立入りが規制され、資材搬入等ができず、工事施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございますが、既に事業は完了しております。

自然保護課、以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、上から3段目、産業廃棄物処理業許可申請手数料が予算現額に比べ392万円余の増となっております。

これは、申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、下から2

段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助が予算現額に比べ352万円の増となっております。

これは、補助事業実績額の確定により、歳入予算が減額補正を行いました。国からの補助金は、年度当初の申請額により交付されたため、差額が生じるものでございます。

なお、この差額は、今年度国に返還いたします。

続きまして、歳入について説明いたします。

28ページをお願いいたします。

下段の環境整備費につきましては、1,625万円余の不用額が生じておりますが、主に海岸漂着物対策推進事業における補助事業の実績減や各事業の経費節減等による執行残でございます。

循環社会推進課は以上です。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

29ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続いて、歳出について説明いたします。

30ページをお願いいたします。

交通安全対策促進費につきましては、高齢運転者の安全運転支援装置等設置への助成、飲酒運転根絶や自転車安全利用等に向けた交通安全の啓発を図るための経費、交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

不用額771万円余は、高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

繰越額の6,870万円につきましては、後ほど附属資料で御説明します。

次に、諸費については、犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者等支援、再犯防止推進に係る経費でございます。

不用額1,132万円余は、犯罪被害者等見舞金の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

下段、31ページの青少年育成費につきましては、青少年育成県民会議への補助、有害環境調査やフィルタリング普及促進、グローバルジュニアドリーム事業に係る経費でございます。

不用額87万円余は、各種会議における委員の報酬や職員旅費等の執行残でございます。

最後に、農業総務費については、アサリ産地偽装対策における立入検査や巡回指導、食の安全安心確保に係る県民会議やセミナー等普及啓発、残留農薬等の食品検査などに係る経費でございます。

不用額932万円余は、県産アサリ産地偽装対策事業において、アサリのDNA検査を国の機関に依頼したことに伴う一般役務費の執行残やチラシ作成費用の執行残等でございます。

続きまして、附属資料5ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業費として、ペダル踏み間違い防止装置及びドライブレコーダーの設置への助成を行いました。装置の調達等に遅れが生じていたため、繰り越したものでございます。

繰越分の補助事業は、6月末をもって完了し、7月からは、本年度予算により、引き続き同事業を実施しているところでございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

32ページをお願いいたします。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

上から3段目、地方消費者行政強化交付金

が、予算現額に対して625万円余の減となっております。

これは、主に当該交付金を活用した市町村の補助金の実績額が当初の所要見込額を下回ったものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者への生活再生支援事業、食品ロス削減推進事業などを主な事業としております。

1,326万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金の実績額が予算額を下回ったこと及び入札残に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が673万円余の減となっております。

これは、新型コロナの影響による自粛等でもともと県民交流館パレアの利用料金収入が減少し、施設の管理運営が厳しくなったことに伴い、指定管理者に対して運営支援を行いました。当初の所要見込額に対して実績額が下回ったことによるものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

最下段の社会福祉総務費について、不用額1,085万円余の主なものは、歳入でも御説明いたしましたくまもと県民交流館パレアに関

するものでございます。

運営支援の所要見込額は、2月補正予算で計上いたしました。が、年度末に係る分は見込みで算定しており、実際の利用料金収入は想定より多かったため、支援実績額は少なくなったことによる所要額の残でございます。

そのほかは、事業の入札残及び執行残でございます。

男女参画・協働推進課は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

36ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

37ページ上段の諸費について、不用額476万円余の主なもの、人権に関する広報啓発事業の経費節減及び集合型の会議、研修をオンラインに変更したことなどによる経費節減に伴う執行残でございます。

次に、2段目の社会福祉総務費について、不用額314万円余の主なもの、地方改善事業に係る市町村への補助金の実績額が当初申請額を下回ったこと及び経費節減による執行残でございます。

人権同和政策課は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 チッソ県債は、最初の発行から何年ぐらいになる、30年ぐらいになりませんか。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

一番当初、チッソに対する県債を発行したのが、昭和52年に発行いたしました。これまでに至っておりますのでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 40年ですかね。

○枝國環境政策課長 46年です。

○岩下栄一委員 46年。

患者救済のために、緊急避難的措置として県債が発行されて、もう本当に長い年月がたっているなというふうに思いますけれども、その後、チッソの経営努力によって、かなり企業としても持ち直しているというふうに聞いておりますけれども、この償還は順調にいつてらるわけですかね。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

ただいま委員のほうからお話ございましたけれども、チッソの経営状況といたしましては、現在、例えばウクライナ情勢の混迷化なども含めまして、非常に厳しい状況にあるという事実はございます。ですので、チッソのほうでは、令和3年度に業務改善計画を策定いたしました。その業務改善計画に従って着実に今進捗を進めていただいているという状況でございます。

本県としましては、今委員のほうから話もございましたとおり、県への償還、あと、患者救済への補償費の支払いなどをしっかりとやっていただくために、引き続きチッソへの経営努力を求めていきますとともに、原因企業としての責任の完遂を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 水俣病問題は、申すまでもなく熊本県政の最大課題で、私らが1、2期生の頃、この委員会は公害対策特別委員会と言ったんですよ。で、チッソに不測の事態が生じた場合に、政府が責任を持つというのは閣議了解で決まったけれども、閣議了解なんか当てにならんぞという声が圧倒的で、閣議決定にまで持って行って、国が責任を持つということに相なったわけですけれども、長い長い歴史ですね、これは。何とかうまく收拾できればいいなと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 17ページの公害対策費で、2050くまもとゼロカーボン推進事業、また、県民ゼロカーボン行動促進事業ということで、これだけ予算を使ってらっしゃいますけれども、事業内容と、それと県民の理解と企業の理解はどれくらい進んでいるのかなというのも少しちょっとお話しできればと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

まず、この事業内容でございます。

2050くまもとゼロカーボン推進事業につきましては、多くは球磨川流域の断熱リフォームと新築補助の事業費でございます。

続きまして、県民ゼロカーボン行動促進事業につきましては、例えば、このゼロカーボン行動ブック、こういったものを作成しまして、県民の方々に、ゼロカーボン、カーボンニュートラルに即した行動を取っていただくようお願いしていくという事業でございます。

委員の御指摘の、どれだけ浸透しておるかというところにつきましては、私たちがはかりかねている部分もございます。このブック

自体については、認知度は少しずつ上がってきて評価していただいているんですけども、より一層周知徹底してまいりたいと思っておるところでございます。

○城戸淳委員 やっぱり推進というか、県民の方がなかなか理解が進んでないという面もいろいろ聞くんですけども、これは、毎年予算を使って恐らく啓発活動もされていくと思うんですけども、2050年をゼロカーボンということであれば、それに向けての計画といましようか、どれだけ、やっぱり企業も含めて、県民の皆さんも一緒にやってこれを理解していく啓発を、いま一度また高めていただきたいなと思います。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

先ほど、岩下委員の御質問に対しまして、一番最初の患者県債が発行されましたのは52年というふうに申し上げましたけれども、すみません、53年の12月でございます、52年の3月に閣議了解が行われまして、一番最初に発行しましたのは、53年の12月でございます。

すみません。訂正させていただきます。

○高野洋介委員長 岩下委員、大丈夫ですか。

○岩下栄一委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 すみません。33ページ、消費生活課にお尋ねをいたします。

不用額が生じたということで、市町村への

補助金の減ということでございましたが、私は、この消費生活関係の相談は増えてるんじゃないかなと思っておりましたが、それが市町村相談員に対しての多分補助金等が減ってるのかなと思いますけれども、何か相談員さんが実際減られているのか、どういう状況で減ったんでしょうか。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、市町村のこの補助金が減ってるというのは、実は、1つは、国の交付金の制度に仕組みがございまして、市町村で、県も同じなんですけれども、10分の10で使える事業の分が消費者庁が年数を制限してきております。その年数が来たものから10分の10に使用できなくなってしまっているという実情が今現状ございまして、徐々に市町村で御活用いただける補助金の額が減ってきてしまっているという状況でございます。

○鎌田聡委員 その分の市町村の持ち出しが増えて、負担が増えてきているということなんですかね。

○三角消費生活課長 そうですね。特に、やはり市町村で御活用いただいておりますのは、最初、この交付金のもとになり——もとというか、最初、消費者庁ができた平成21年度前後に、地方消費者行政活性化基金というのがありまして、その中で、相談員を置くためのお金として10分の10で活用いただけるということで、市町村に消費生活センターとか消費生活相談窓口が広がっていった現状がございまして、その基金が途中で交付金になりまして、10分の10で活用できる、相談員の人件費として活用できる期間というのにまた制限が入ったことによって、徐々にそれが活用できなくなっているというのが現状でございます。

す。

以上です。

○鎌田聡委員 それによって、じゃあ市町村の相談窓口がなくなったとか、相談員さんが減ったとか、もうそういう状況が出てきてるんですか。

○三角消費生活課長 現時点は、そういう市町村さんの相互の御努力によりまして、非常に熊本県内は広域連携化が進んでおります。

現在、専門の相談員による相談が実施できてない町村は2町村だけで、あとのところでは、現時点で専門の相談員による相談対応ができていう状況ではございますが、今後の状況に不安がございまして、県といたしましては、様々な機会を捉えて、国に対して、こういう交付金の継続とより活用しやすい交付金制度にしてくださいという要望をさせていただいているところでございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、何かこれからそういった相談は増えつつあるなと思ってたんですけども、そういうふうになにか逆行しているような国の対応ということで、ちなみに2町村というとはどこになるのですか。

○三角消費生活課長 現時点、職員の方々が相談を受けてらっしゃるというのが、産山村と津奈木町になります。

○鎌田聡委員 県では、国に要望しているということですので、ぜひ、やはりいろんな事案が出てきて、いろんな相談がやっぱりこれから多様化もしていくと思いますし、専門性も問われると思いますので、そういった分の交付金はしっかりと確保できるような対応をお願いしたいと思います。

それともう一点、すみません。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○鎌田聡委員 ついでで申し訳ありませんけれども、ビッグモーターが結構問題になってますけれども、この手の相談というのは、どうなんですか。来てるのですか。

○三角消費生活課長 ビッグモーターに関する御相談ですけれども、7月末時点で、県の消費生活センターにいただいております相談が——7月中旬にビッグモーターが、報道で大きく取り上げられて以降、9月28日時点で33件の相談が寄せられております。令和5年度全体で36件というような状況になっております。

○鎌田聡委員 最近も結構来てるのですか。もう大分落ち着いたとか……。

○三角消費生活課長 そうですね。先ほど申し上げました数字が、9月の末時点ほどの数字でございまして、10月に入ってから若干落ち着いている感がございますけれども、実際に7月の中旬に報道で大きく取り上げられて以降、9月末時点までに33件の御相談いただいている状況でございますので、やはり非常に御相談としては多くなっているかと思えます。

○鎌田聡委員 すみません。本当にもう深刻な問題でもありますので、ぜひ、いろいろな相談も大変だろうと、対応も大変だろうと思えますけれども、しっかりと県民のそういった不安とかそういったものに対応していただくようお願いしたいと思います。

○溝口幸治委員 ちょっと今に関連してですが、昨年、県議会でも地方消費者行政の意見書を提出して、当時、私が議長で、高野先生が副議長で、消費者庁まで行って、地方消

費者行政を進めるに当たって、安定的にやるに当たって財源をしっかりとやってほしいという要望に、直接消費者庁に初めて行きました。結果的にゼロ回答です。

なので、おっしゃったように、当初、制度設計を国がやって、県も市町村も、よし、頑張ろうってやったんだけど、いわゆるはしごを外されたみたいな感じなんですけど、とはいえ、鎌田先生が今おっしゃったように、消費者を取り巻く環境というのは、ネットも含め、いろいろな不安な材料は多いわけですが、もう一度国に働きかけるとすれば、何とかいうかな、科学的根拠というか、相談がたくさんありますよ、こういう新たな項目も出てきますよみたいなものの整理が必要じゃないかなというふうに個人的には感じてますので、その辺りをきちっと——去年行ってゼロ回答で、今年行っても無理でしょうけれども、ここ2～3年できちっと取りそろえて、そして、やっぱり国には粘り強くアタックしていくということが大事なのではないかと思えます。

県庁でも今消費者行政に関わっている方々というのは、本当に一生懸命対応していただいて、頑張っていらっしゃるという姿も見ておりますので、そういう方々のモチベーションを上げるためにも、議会と執行部と一緒に引き続き要望をしていく、そのための科学的根拠を、執行部の皆さん方には、市町村とも連携を図りながら、きちっと整理をしておいてほしいというふうに思っておりますので、その辺について何かコメントがあればお願いをいたします。

○小原環境生活部長 昨年度、私も、当時の溝口議長、高野副議長と一緒に消費者庁に行って要望させていただきました。先ほど、溝口委員がおっしゃったとおり、なかなか芳しいお答えをいただけなかったということでございます。

この消費者行政に対する交付金、補助金につきましては、先ほど課長が説明しましたように、当初は、特に相談員の人件費について十分な金額があったと思いますけれども、その分がだんだん減ってきており、我々も非常に危惧しております、毎年請願もいただいて、それを基に、県議会としても、国のほうに意見書として出していただいておりますし、我々執行部としまして、政府提案ということで、毎年、国のほうには要望をさせていただいております。

その中で、今国のほうで、消費者相談体制の見直しということで、ITを使った上での検討もされてるんですが、ただ、その中身が、我々行政サイド、都道府県サイドとしては、なかなか、それで本当にうまくいくのかなと、ちょっとこれほどここまで言っていないかあれなんですけれども、という問題もございまして、関東地方のほうでは、この内容では駄目なんじゃないかというような要望もされているというふうに我々も理解しております。

何しろ、その現場できちっと相談体制ができるということが一番大事ということは、委員の先生方がおっしゃったとおりでございますので、何とか我々も、国のほうに十分な相談体制が維持できるように、きちんと対応していただきたいと思っておりますし、その根拠となるデータあたりも、今委員がおっしゃったとおり、きちんとまとめていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 冒頭、部長の概要説明のところでも触れられた指摘事項の中で、エコアくまもとの部分なんですけど、これは、熊本地震のときに、急遽、瓦とかなんとか残渣がいっぱい出たもんだから、これはもう仕方なく入

れなきゃいけないと。

瓦を入れると、リスクとして、防水シートとかいろいろそういうふうに損傷、破れるんじゃないかというようなことの心配があった。それと、量によって、結果的にこの量がどれだけになるかによって、埋まる分の量が早くこれはなると。これは、20年ということだから、少しは安心かなとは思いますが、その後、防水シートなんかには傷が入るとか、そういう心配は全然なかったのかということも1つ。

それと、民間で今143とか新たに105とかあるけれども、例えば熊本地震とか洪水の人吉、球磨の部分、あのときの産廃の量は、大体どのくらい出たかというのを、ちょっと教えていただいてももらっていいですか。

○鈴循環社会推進課長 すみません。1点目の防水シートの件ですけれども、私も現場でエコアの方に聞いてるんですが、特設シートについて支障があるという情報は、私のほうでは承知をしております。

2点目、民間の管理型の最終処分場を今整備されようと計画をしているところでございますが、こちらは、分かりやすく言いますと、今年7月に、例えば木山川とかが氾濫して少しちょっと災害が起こったかと思うんですが、このときも、そちらの管理型処分場のほうで、最終処分といいますか、埋めていただいているという形で、非常にその辺については理解がある業者さんだということで、私どものほうは承知しておりますので、今後、災害が起こったときも、エコアはエコアでちゃんと役割を果たしていかないといけないと思っておりますが、その民間の業者さんもしっかりと使命感を持って対応していただけるものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○城下広作委員 それと、熊本地震と熊本豪

雨のときのいわゆる産廃量は大体どのぐらい出たのかと。それによって、もともと今の備蓄高ではないけれども、熊本でこれだけできますよという形の数字を、ボリュームをちょっと、その違いを知りたいもんだから。

○鈴循環社会推進課長 少しお待ちください——熊本地震のときは、エコアのほうに17万5,000トン入れております。令和2年7月豪雨のときに5万5,000トン入れております。

以上です。

○城下広作委員 それは、エコアには持っていけない産廃は限定的なもんだから、いわゆる災害時にはもっとエコアには持っていけないような産廃の物っていっぱいあるわけですよ。その量ですよ。

○鈴循環社会推進課長 熊本地震のときには、総量で311万トン発生しております。そのうち17万5,000トンエコアのほうに受け入れております。それと、令和2年7月豪雨時ときには、総量で47万トン発生しております。これをエコアのほうに5万5,000トン受け入れてるといった状況でございます。

○城下広作委員 要するに、大きな災害があると、これだけのボリュームが出てくるわけですよ。エコアに全部入れてしまうと、それこそエコアの本来の役目じゃない下水とか汚泥とか、どうしても最終的に処理ができないものを入れるのがエコアの役目であって、それがもともと造ろうと公共関与ということになったから、通常の産廃なんていうのは、いわゆる安定型とかそういう産廃の場所にせないかぬ。

だけど、なかなか、うちの熊本県で今ある容量というのは、これでいくと合計だと248かな、という形ですと。だから、足りない分を結果的には県外に持っていったらというの

が現状なんですね。

災害は起こらないように願うんだけど、いざとなった場合には、こうやった形のやっぱりストックをしとかなないと持ち場がないという現状があるなということ、改めてこの数字を見て確認したと。

かといって、ばんばん造れという話じゃなくて、やっぱり本当に大型災害が出ると、捨てるのはいつも悩むということは、これはもう課題だなということ、改めて認識しておきたいということでございましたので、こちらの意見として述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○吉永和世委員 今の城下先生の話とちょっとかぶる部分があるんですが、民間が対応できないから公共関与という一つの大きな流れの中で進んできたわけでありましてけれども、要は、今後民間の整備計画があるというんですけれども、民間が全てを受け入れればいいんですが、項目によっては受け入れないという項目があるという状況がこれまでもあったと思うんですけれども、そこにエコアの果たす役割というのが多分現状でもあるんだというふうに思いますので、民間が整備するから、エコアは公共関与の役割がなくなるという話ではないというふうに思うので、そこら辺の民間との連携というのは非常に大事になってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺の民間が整備する部分において、全て対応できるのかどうかというのは、そこは分かっているんですか。

○鈴循環社会推進課長 今委員おっしゃられましたけれども、おっしゃったことが当然でございます、民間のほうも、受入れ可能な災害廃棄物の品目であるとか、形状であるとか、寸法であるとか、そういったものがござります。

その辺につきましては、今後、民間のほうの業者さんとも話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○吉永和世委員 そこは非常に大事な部分だと思いますので、しっかりやっていただきたいなと思いますし、あと、エコアの残容量をさらに伸ばしていくというその対策、要は、減量をするとか、減容量ですかね。要は、その量を減らして埋めるという中間的な部分を一つ加えるとかという、何かそういった方法もあるのかなというふうに思いますので、そこら辺もしっかりと検討する必要があるのかなというふうにちょっと思っています。そこら辺どうですか。

○鈴循環社会推進課長 リサイクルが、先生もう御存じかと思いますが、かなり進んでおりまして、もともとエコアを造るという計画のときは、2万5,000トンぐらい年間で入れる予定だったのが、今、先ほど部長の説明にありましたように、7,000トンぐらいという形で、かなり圧縮されてるというような状況なので、今以上にリサイクルを進めていく必要があるなという認識は、私どものほうとしても持っております。

○吉永和世委員 しっかりやっていただきたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 もう1ついいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○吉永和世委員 すみません。教えてほしいんですけども、不用額が生じた理由という中に経費節減ってありますけれども、これは、庁一体的な取組という中で、多分そうい

う経費節減というふうに動いている部分もあるんだと思うんですけども、それは、部長名において、各課長に、こういった部分は経費節減しなさいとか、そういったことがあってるのかどうか。また、その経費節減する部分、要は、どういった部分でその経費節減をやっているのかというのを、ちょっと一例を教えてくださいいただければと思いますが。

○小原環境生活部長 今吉永委員から質問されたケースですけれども、私のほうから文書等で経費節減の通知は出しておりません。ただ、財政課から、毎年度当初に、経費節減、予算計上したからといって全て使い切るんじゃないかって、適切に使用しなさいよという通知は毎年出ておりますので、それを基に各所属のほうできちんと対応しているということだと思います。

その中で、例えば出張に行く人間をきちんと必要人数に精査したりとか、あるいは会議等でコピーする使用枚数を減らしたりとか、今はもうIT利用でということ出力しないとかいうこともやっていますので、そういうもろもろの積み重ねということかと思っております。

○吉永和世委員 経費節減することは全然悪いことじゃないので、本当に大事なことだと思うんですけども、ただ、行き過ぎた部分は、ちょっとそこら辺はしっかり考えながらやっていただきたいと思います。

○小原環境生活部長 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 すみません。時間外の勤務の状況について説明をいただきましたけれども、令和4年度は、アサリの産地偽装という

のは衝撃的で、結構マスコミでもたたかれたやつなので、あそこはくらしの安全課も大変だったし、農林水産部も大変だったので、これで増えるのは、ある意味仕方がないことだと思いますけれども、くらしの安全課は、じゃあ毎年というか、普通はあんまりないのかなど。ないのかなというか、あるけれども、ああいう残業はないのかなというふうに感じてます。

ただ、この水俣病関係は、やっぱり期限が決まってて、そこまでにきちっと書類とかいろいろな調整して仕上げていくというのは、ずっと見ていて、ここはやっぱり大変だなというふうに感じてます。

ほかにも残業をやっているところもあるんだろうと思いますけれども、私がちょっと問題意識を持っているのは、残業するのはしょうがないところがあるんだと思うんですね、この水俣病とかも含めて。

だから、残業を減らせというよりも、しょうがなくするところはきちっとやって、その分の残業代いわゆる時間外手当がきちっと支給をされると、職員のメンタルも含めて、きちっとケアができる。そういう体制をやったりつくっていくことが働き方改革になると思いますし、公務員を志望する方もどんどん減ってるというふう聞いてますので、やっぱり公務員になったら大変ばいて、残業ばかりして子供の世話もできぬとかという、そういう悪評が立たないように、やっぱり働き方改革をやっていくことが必要だと思いますけれども、環境生活部として、その辺を今部長がどうお考えになって徹底していこうと思ってるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○小原環境生活部長 質問ありがとうございます。

部としてといいますか、基本的には各課で見てもらっているんですけれども、各課にお

いて、必要な時間外をきちっと上司が判断して部下に命令するという形になります。ただ、そういう中でも、基本的には、本人が今日はやりますよと、時間外勤務したいですよということを受けて、上司のほうが、その時間外は必要ですよということで認めて承認するという形を取っております。

そういう中で、やっぱり各課あるいは係ごとに、その業務が忙しい、そこまでないというようなところでのバランスといいますか、その辺が均一ではございませんので、その中でいかに業務を分担しながら平準化していくかというのが大事だと思っています。

頻繁にやるわけではないんですけれども、例えば、環境政策課のほうの政策班に、忙しい課のほうには応援したりとかということ、多少業務の平準化を図ったりとかいうこともしてますし、一応部長の配置調整権という形で総務部から認められている権限の中で、部内での人のやりくりとか、そういうことをしながら、多少の繁忙を緩和するというようなことをやっていますけれども、なかなかそれだけでは全部ができるわけでございませんので、各所属の中で、忙しい方と若干そうじゃない方についての——4月に事務分掌を決めたから、ずっと1年間それだということじゃなくて、柔軟にそこは見直しながら、なるべく特定の人に負担が長くかかる——やはり1か月、2か月はしょうがない部分もございまして、それが半年とか長くかかり過ぎると、先ほど委員がおっしゃったとおり、メンタル的な体調的な不安も出てまいりますので、それがないように、各所属長には、部課長会等でしっかり部下職員を見とくようにと、変化がないかどうか、早めに気づいて手当てをするようにということは申し上げさせていただいているところでございます。

○溝口幸治委員 私たちは、働き方改革の小

さいところまでは、実はもう議会側は見えないので、あとはもう幹部職員の方々の意識だと思います。

逆に言うと、我々も働き方改革をちょっと考えていかないと、今後議員の成り手はいなくなるんじゃないかと思うときがあるんですけども、お互いにそこはきちっとやりながら、何かこう魅力ある職場をつくってこないと、やっぱり次の世代が入ってこないと、本当、やっぱり大変な時代になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺り心がけてやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉澤環境立県推進課長 すみません。先ほど城戸委員から、2050くまもとゼロカーボン推進事業の御質問いただきましたけれども、私間違っ、1個上の球磨川流域のゼロカーボン先進地創出事業のことを答えてしまいました。

この2050くまもとゼロカーボン推進事業につきましても、同じく球磨川流域ではございますけれども、太陽光発電の設備を導入するといった県庁率先行動だったり、企業と勉強会をしたり、また、企業のほうから今まで総排出量の計画をいただいていたんですけども、どの設備からCO₂を多く排出しているといった、そういった個別の報告をいただくというような計画調整制度の見直しとか、そういったような企業向けの事業を行うものでございます。

すみません。訂正させていただきます。

○高野洋介委員長 城戸委員、大丈夫ですか。

○城戸淳委員 いいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 環境保全課の公害規制費の問題です。

熊本の空は、おおむね良好と言えるんですかね。

○村岡環境保全課長 一時期は、PM2.5とか、光化学オキシダントとか、注意報を発令することもあったことがありますけれども、かなりその要因として大陸側の影響というのもあったんですけども、非常にあちら側の努力が進んで、そういった意味では、ここ10年、PM2.5の値も相当落ちてまして、実は、ほぼ県内、環境基準をクリアしているという状況です。

10年ぐらい前は、ほぼ環境基準を超過してたんですけども、こういった点からいけば、熊本の空はよくなっているのではないかとこの認識でございます。

○岩下栄一委員 大気汚染監視調査事業というのが、ここに記載されておりますけれども、保環研の機器の更新がされまして、熊本の空を監視されてるということですけども、放射能についてはどうですかね。

○村岡環境保全課長 放射能に関しましては、文科省からの委託ということで、大気中のちりやほこりの中の放射性物質の量とか、あと、降雨に入っている放射性物質の量、あと、いわゆる何とかシーベルトとか、空間放射線量というんですけども、空間中どれぐらい放射線が飛び交っているのか、そういった測定を、項目によっては毎日、また、ほかの項目によっては月ごとに、そういったことで放射能調査を行っているところでございます。

また、牛乳とか、お米とか、ハウレンソウ

とか、そういった農作物の放射性物質の量も計測しております。

これまでの調査結果から、何か放射性物質が検出されるということは、自然由来ではない核実験とかそういったものに伴うものは検出されていないという状況でございます。

○岩下栄一委員 以前よく聞いたのは、黄砂が飛んでくる時期に放射能の値が非常に上がると。それは、中国が砂漠で核実験をして、その残りが黄砂に含まれて日本に飛んでくると、こう言われてました。

それから、もう古い話だけれども、チェルノブイリの原発事故のときに、偏西風によって放射能が日本の上空に随分飛んできたというような報告がありましたけれども、ロシア、ウクライナ情勢なんかも混沌としている。いつ何どき、その核を利用したりすることが起こるかもしれない。

そういう中で、決して対岸の火事じゃなくて、日本にも放射能が飛んでくるということを予測して、やはり日頃から監視体制を取っとく必要があると思います。

放射能のモニタリングポスト、県庁の屋上に設置されとるといのは昔聞いたけれども、今はそういうのはあるんですか、もうないんですか。

○村岡環境保全課長 モニタリングポストのほうは、県庁内に、屋上じゃなくて北側駐車場の近くのほうに設置しております。

○岩下栄一委員 ああ、そうなんですか。はい、ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

私のほうから1点、最後に御質問なんですけれども、30ページ、くらしの安全推進課なんですけれども、交通安全対策促進費で高齢者運転の装置の不用額が700万ぐらいありま

すけれども、これは、実質多分この安全装備のやつ不用額は300万ぐらいだと思うんですけれども、最初予算化されたときに、これは足らぬごつなつとじゃないかなと思って心配したんですけれども、これは余ったということは、あんまり人気がなかったというか、なぜ余ったのかなというのを単純にちょっとお伺いしたいんですけれども。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

今委員長のお話のとおり、人気がなかったということところというよりも、高齢者のアンケート調査とかもやりましたけれども、なかなか、必要でないと考えていらっしゃる高齢者の方が多いというところが一つの大きな原因であります。

それと、今現在車が進化してきまして、もう既に標準的に踏み間違いの装置がついている車も多々あるということで、いわゆる新車ではなく、その後の後づけということで考えておりました関係で、事業がなかなか進まなかったというところでございます。

○高野洋介委員長 毎週毎週高齢者の事故が発生して、最悪死亡事故等がもう起きている状態の中で、多分先ほど課長がおっしゃったようなことが一番メインだと思います。

自信を持っていらっしゃる高齢者の方でも、我々が見たら危ないんじゃないかなと思うけれども、本人たちは、俺はまだ若い人間の反応があるよとか言われますので、ここは警察とも連携をしながら、少しでもやっぱりそういう危ない方には、危ないんですよということを分かりやすく説明をしながら安全を確保せんといかぬかなと思いますので、これは、くらしの安全推進課だけじゃなくて、県警や多分健康福祉部とかそういうところも連携しながら、例えば県の老人クラブ連合会とかにも出向いて、事故の内容とかそういうのも紹

介しながら、やっぱりちょっと少し脅すような形で、こういう高齢者の運転が今あってますよということを紹介しながら、少しでも理解を深めながらやらなければいけません、ただ、いかんせん田舎は交通事情が不便なところもございますので、買物難民等々も出ますので、そこはそこでまた別の問題がありますけれども、しっかりそこはやりながら、少しでも歩行者もそして運転者も守れるような、そういう取組のほうを今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

ほかに皆様方から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時5分休憩

午後0時57分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより商工労働部の審査を行います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願ひいたします。

それでは、商工労働部長から総括説明を行います、続いて、担当課長から順次説明をお願ひいたします。

初めに、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

令和4年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進向上改善または検討を要する事項等のうち、当部関係の事項等につきまして、その後の対応状況を御報告いたします。

共通事項として、委員長報告第4の1の御指摘、具体的には「未収金対策については、信頼関係を築きながら回収を進めることは大

切であるが、回収が厳しい場合は、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて検討するなど、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」という御指摘でございます。

当部の未収金は、一般会計において、営業時間短縮要請協力金、中小企業等グループ補助金及び中小企業従業員住宅使用料、また、特別会計において、中小企業振興資金貸付金に関するものがございます。

これらの債権管理については、法的対応に関する弁護士への相談や不動産鑑定等による債務者の財産に関する状況の把握に努めています。また、当初計画に沿った返済が滞ることのないよう、定期的な巡回訪問により、将来返済困難になるような懸念材料が発生していないか、経営状況の確認を行っています。さらに、必要に応じ専門家による経営面の助言を行うなど、新たな未収金が発生することがないよう計画的に取り組んでいるところでございます。

徴収対策については、債務者の資力調査等を実施した上で、資力に応じて返済するよう催告していますが、一方で、民間の債権回収会社、いわゆるサービサーを活用した催告や担保物件の処分等を行いながら、強制競売等の法的措置も視野に入れ、債権回収に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、債務者の事業中止や連帯保証人の高齢化等により、現実的に回収が困難と判断される案件もございます。そうした事案については、貸付関係規程に基づく徴収停止の手続を行うなど、債権放棄も視野に取り組んでまいります。

引き続き、未収金の解消に向けて、適切な処理に努めてまいります。

続きまして、令和4年度決算の概要について御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページ、令和4年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

当部に関連する会計は、一般会計と4本の

特別会計がございます。

まず、歳入でございますが、一番左、歳入の欄の一番下の段、予算現額1,299億9,749万円余に対しまして、収入済額1,049億1,406万円余、不納欠損額425万円余、収入未済額が29億9,976万円余となっております。

収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、右側、歳出でございますが、一番下の段の予算現額1,499億3,235万円余に対しまして、支出済額が1,140億4,629万円余、繰越額が145億7,083万円余、不用額が213億1,522万円余でございます。

繰越額は、主になりわい再建支援事業など、災害復旧に係るものでございます。

また、不用額は、主に営業時間短縮要請協力金事業の交付申請額及び中小企業金融総合支援事業の金融機関への貸付額が見込みを下回ったこと、なりわい再建支援事業の予算の付け替え及び実績確定に伴う執行残などによるものでございます。

以上が商工労働部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○池永商工政策課長 商工政策課長の池永です。よろしくお願いいたします。

まず、商工労働部における定期監査の結果につきまして、指摘事項はございません。

続きまして、商工労働部における時間外勤務の状況について御説明いたします。

追加でお手元に配付させていただいております「時間外勤務の状況について」とのタイトルがつけましたA4横の1枚紙をお願いいたします。こちらになります。

商工労働部における4月から8月の時間外勤務の時間数について、昨年度と本年度を比較したのになります。

3列のうち、真ん中の令和4年度の4月から8月の総時間数が1万1,861時間、右端の同時期の令和5年度の総時間数は9,585時間となっております。昨年度から本年にかけて2,200時間余りの減となっております。

また、下の段が1人当たりの平均時間数を出した数字です。

令和4年度の4月から8月が62時間、令和5年度同時期が50時間となっております。昨年度から本年度にかけて、時間外勤務の総時間数、1人当たりの平均勤務時間数ともに2割ほど減となっております。

要因としましては、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための事務や国の交付金申請のための事務への対応がございましたが、本年度はそれらがなくなったことにより、時間外勤務総時間数、1人当たりの平均時間数とも2割ほど減ったと考えております。

それでは、商工政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

歳入につきましては、予算に対して著しく調定額の増減があるものなど、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、一般会計の2ページの国庫支出金のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との比較で58億1,659万円の差が生じております。

これは、営業時間短縮要請協力金の支給額が見込みを下回ったことによるものでございます。

4ページをお願いします。

諸収入のうち、下から2段目の営業時間短縮要請協力金負担金につきまして、予算現額と収入済額との比較で6億3,626万円余の差が生じております。

これは、営業時間短縮要請協力金の市町村負担金で、協力金の支給額が見込みを下回っ

たことに伴う市町村負担金の減によるものでございます。

各種団体精算返納金につきまして、477万円余の収入未済額がございます。後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

歳出につきましても、不用額の大きいものなど、主なものについて説明をさせていただきます。

上段の一般管理費は、人事課から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当等でございます。

この項目につきましては、商工労働部内の各課分を商工政策課にて一括計上しております。

6ページをお願いします。

上段の商業総務費の不用額64億5,722万円余は、令和3年度から令和4年度に繰り越して支払いを行った飲食店の営業時間短縮要請協力金の支給額が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いします。

附属資料の8ページ、令和4年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

一般会計のうち、各種団体精算返納金につきまして、477万円余の収入未済がございます。

これは、営業時間短縮要請協力金で交付要件を満たしていないことが判明したことに伴う協力金の返納金3件分でございます。債務者の経済的理由などにより、返納金の一括返済が困難なため、令和4年度中は、一部の返納にとどまったことによるものでございます。

下段の4、令和4年度の未収金対策に記載しておりますが、今後も納入の継続的な働きかけを実施し、返納の協力が得られない事業

者につきましては、支払い督促の申立てを実施するなど、未収金の回収に尽力してまいります。

商工政策課は以上でございます。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。よろしくをお願いいたします。

資料お戻りいただきまして、説明資料のほうをお願いいたします。

資料7ページからが本課の決算になります。

まず、一般会計の歳入から、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に13億9,353万円余の差が生じております。

これは、主に県全体のコロナ交付金充当事業の執行額の確定に伴いまして、県全体で交付金の配分調整が行われたことによるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

同じく、国庫支出金のうち、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきまして、予算現額と収入済額に164億7,172万円余の差が生じております。

これは、いわゆるなりわい再建支援事業のものでございますけれども、なりわい再建支援事業を令和4年度から令和5年度に繰り越したことによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

基金繰入金のうち、新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金繰入金につきまして、予算現額と収入済額に2,481万円余の差が生じております。

これは、コロナ対応資金の保証料補助等の財源としているものでございますけれども、

このコロナ対応資金の残額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

諸収入のうち、中段の中小企業貸付金回収金につきまして、予算現額と収入済額に5億円の差が生じております。

これは、県の制度融資を運用する金融機関に、その貸付けの原資とするために預託金を貸し付けているものでございますけれども、この貸付額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

なお、この貸付額は、金融機関から全額回収をいたしております。

12ページをお願いいたします。

各種団体精算返納金につきまして、不納欠損額6万円余及び521万円余の収入未済額がございます。これにつきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

また、下段の中小企業災害復旧資金利子補給補助金につきましては、予算現額と収入済額に5,314万円余の差が生じております。

これは、なりわい再建支援補助金の自己負担分の借入に伴う利子補給でございますけれども、なりわい再建支援補助金を繰り越したことによるもの及び実績見込みの減によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

中小企業再生支援利子補給補助金につきまして、予算現額と収入済額に1億125万円余の差が生じております。

これは、コロナ資金の借換えが進みまして、国が保証料を補助するコロナ対応資金分の残高が当初の見込みよりも下回ったことによるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計の歳出でございます。

このうち、主に不用額の大きいものについて御説明をいたします。

14ページの商工費の商業総務費において、

1億9,000万円余の不用額が生じております。

これは、主にまちなかにぎわい回復支援事業において、新型コロナウイルス感染症の第7波及び第8波の影響等もありまして、実績が当初見込額を下回ったことによるものでございます。

また、繰越額が3億4,000万円ほど生じてございますが、これにつきましても、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

中小企業振興費において、9億4,000万円余の不用額が生じております。

これは、主に県融資制度の貸付原資として金融機関に貸し付ける預託金が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

また、4億1,000万円余の繰越額が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

災害復旧費の商工施設災害復旧費において、124億円余の不用額が生じております。

これは、なりわい再建支援事業の令和2年事故繰越分について、コロナの影響などにより、令和4年度中の執行ができず、国の令和4年度補正予算に振り替えられたもの及び実績の減によるものでございます。

また、こちらでも120億円ほどの繰越額が生じておりますが、これにつきましても、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

続きまして、17ページからが、特別会計、中小企業振興資金特別会計の決算でございます。

まず、17ページ、歳入でございます。

中段、繰越金でございますけれども、予算現額と収入済額に2億359万円の差が生じてございます。

これは、予算現額は、歳出予算に見合う額として繰越金の一部を歳入予算として計上しているのに対しまして、収入済額は、歳出予

算に充当しない余剰金を含む繰越金全額を計上する必要があるため、その差額が生じているというものでございます。

また、この17ページから18ページにかけての諸収入におきまして、中小企業振興資金貸付金償還元金、償還利子及び延滞違約金を合わせまして、29億円余の収入未済額が生じております。それと、419万円余の不納欠損額も生じてございます。これにつきましても、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

特別会計、中小企業振興資金特別会計の歳出でございます。

商工費のうち、中小企業振興資金助成費におきまして、813万円余の不用額が生じてございます。

これは、貸付先の経営状況診断委託費につきまして、償還に係る条件変更の申請がなかったことなどによります執行残でございます。

続きまして、附属資料のほうをお願いいたします。附属資料でございます。

1ページをお願いいたします。

平成4年度繰越事業調べの明許繰越しにつきまして御説明をいたします。

まず、1段目のまちなかにぎわい回復支援事業及び3段目の原油価格高騰等運送事業者支援事業につきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の有効活用のため、令和4年度12月及び2月補正において予算化した事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、令和5年度に繰り越しているものでございます。

また、2段目の中小企業者価格転嫁推進事業につきましては、コロナの影響の長期化によりまして、年度内に事業が完了しないために、令和5年度へ繰り越しているものでございます。

さらに、一番下、4段目のなりわい再建支

援事業につきましては、国の経済対策による予算措置を受けまして、令和4年度2月補正で増額した事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できないため、令和5年度に繰り越したものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

事故繰越について御説明をいたします。

事故繰越は、なりわい再建支援事業でございますけれども、これは、新型コロナウイルス感染の拡大の影響等によりまして、補助事業者の工事の施工に不測の日数を要したために、令和5年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

令和4年度収入未済に関する調べでございます。

まず、9ページの一般会計で各種団体精算返納金の収入未済について御説明いたします。

上段1の歳入決算の状況につきまして、521万円余の収入未済がございます。

これは、グループ補助金で取得した財産を処分した際に生じる返納金に係る収入未済であり、件数としては4件ございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年間の推移でございますが、令和3年度と比較しまして、未済額が179万9,000円増加しております。

これは、令和4年度中に2件の未収金が解消しました。その一方で、高額な案件を含む2件の未収金が新たに発生しましたので、件数自体に増減はございませんけれども、未収金自体は増加したという状況でございます。

続きまして、3の収入未済額の状況についてでございますけれども、収入未済、先ほど4件と申し上げました。その4件のうち2件につきましては、一番左のほう、分割納入中ということで、債務者から一括納付が困難であるとの申出を受けまして、分割納付を認

め、計画どおりにこれは納付をしていただいております。

残り2件のうち1件は、その2つ右の欄でございますが、生活困窮ということでございまして、この生活困窮の1件につきましては、引き続き、分割納付を働きかけて、早期の回収に努めてまいりたいと考えてございます。

また、最後、その他の欄に1件計上しておりますものにつきましては、これは、債務者が倒産状態にあり、納付が非常に困難であるため、将来的には不納欠損処分も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、4の令和4年度の未収金対策についてでございますけれども、分納中の債務者につきましては、計画どおりの返納を求めてまいります。

また、この未収金につきましては、事後的な財産処分となることで、返納すべき余力がない事例が多いという特徴がございますので、補助金を受給した全事業者に対しまして、年に1度、財産処分等を行う場合には、事前に手続が必要であるということを知する文書を発出しております。そういったことも含めまして、新たな未収金の発生防止の取組にも力を注いでまいりたいと考えてございます。

10ページをお願いいたします。

同じく収入未済でございますけれども、今度は、中小企業振興資金特別会計の収入未済でございます。

まず、上段の1の令和4年度歳入決算の状況でございますけれども、収入未済額29億7,982万円余の内訳でございますけれども、これは、償還元金が28億564万円余、償還利子が2,612万円余、延滞違約金が1億4,806万円余というふうになってございます。

次に、下段の2の収入未済額の過去3年間の推移でございます。

まず、令和4年度につきましては、新規の収入未済額の発生はございませんでした。

令和3年度の未収金30億6,227万円余に対しまして、令和4年度は、担保物件の売却費7,000万円及び債務者からの返済金826万円余を回収するとともに、419万円余の不納欠損処分を行った結果、令和3年度と比べて8,245万円余減少しまして、29億7,980万円余となっております。

11ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況につきまして、収入未済が生じておりますのは、12の貸付先となっております。

このうち、一番左の分割納付中、下段の合計欄のところを御覧いただきますと、8つの貸付先で債権の総額が12億円余となっております。

その2つ右のところで、生活困窮、これが2つの貸付先、貸付金額が11億円余となっております。

さらに一番右、その他に2件、2つの貸付先がございまして、こちらが5億9,330万円余となっております。

このその他の2件の貸付先につきましては、既に廃業をされておまして、主債務者でありますとか連帯保証人の資力もないことから、今後、定期的に関係者の調査を実施しまして、このまま資力の回復が認められなければ、債権放棄や不納欠損の処分の手続を検討していくということになると考えてございます。

最後、下段の4の令和4年度の未収金対策でございますけれども、まず、債権回収につきましては、法的解釈や助言を得るため、弁護士に相談して回収を進めるとともに、弁済のない連帯保証人に対しましては、文書や電話及び面接により催告をしております。

また、先ほど御報告いたしましたとおり、令和3年度に新たに未収先となった貸付先につきましては、担保不動産の任意売却の代金

7,000万円余を回収したところでございます。

さらに、時効が完了した2つの貸付先につきましては、代表者の時効援用により債権が消滅したため、後ほど御説明いたしますが、不納欠損処分を行うなど、既存の未収金の削減にも努めているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

令和4年度の不納欠損処分に関する調べでございます。

まず、一般会計でございます。

一般会計のところで、グループ補助金で取得した財産の処分に係る返納金のうち、1件について、債務者の破産手続廃止が確定したことによりまして、債権が消滅いたしました。このため、約6万円余の不納欠損処分を行ってございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

中小企業振興資金特別会計におきまして、2件不納欠損処分をいたしております。

いずれも主債務者である法人が廃業いたしました。連帯保証人につきましては、自己破産による免責などの理由で回収不能となっていた案件でございまして、このたび、その代表者が時効の援用をいたしました。この時効の援用をいたしましたため、債権が消滅しましたので、419万円余の不納欠損処分を行ったものでございます。

商工振興金融は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

委員会説明資料にお戻りいただいて、24ページをお願いいたします。

歳入に関する調べについて、主なものについて御説明申し上げます。

24ページの3段目、職業訓練施設整備費補

助につきましては、予算現額と収入済額との差が6,320万円余のマイナスとなっております。

これは、県立高等技術専門校の拠点化推進事業を令和4年度から令和5年度へ繰り越したことに伴う国庫補助金の減でございます。

続きまして、25ページをお願いします。

25ページ1段目、最上段の訓練事業費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が1億1,900万円余のプラスとなっております。

これは、職業訓練に要する運営費につきまして、2月補正編成後の年度末になって国の内示額が増えたことに伴う国庫補助金の増でございます。

続いて、3段目、職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が2,806万円余のマイナスとなっております。

これは、実績額が予算額を下回ったことによるもの、あわせて、県立技術短期大学の体育館の電気式移動観覧席の修繕の繰越しに伴う国庫補助金の減でございます。

繰越額につきましては、後ほど附属資料のほうで説明させていただきます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページ1段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億1,335万円余のマイナスとなっております。

これは、コロナ臨時交付金を財源としている各事業の実績が予算額を下回ったことによる国庫補助金の減でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

1段目、生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億3,705万円余のマイナスとなっております。

これは、離職者訓練の受講者が減少したことや早期に就職が決まったことで訓練生が中途退校したため、事業の実績が予算額を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

29ページの諸収入のうち、2段目、延滞金につきまして、994万円余の収入未済がございます。

これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございますけれども、収入未済額の内容につきましては、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページの最下段、雑入につきましては、予算現額と収入済額との差が1,386万円余のプラスとなっております。

これは、県立技術短期大学校敷地への地役権設定に係ります九州電力からの補償料等による増でございます。

続きまして、歳出に関する調べについて御説明します。

32ページをお願いいたします。

32ページ3段目、職業訓練総務費でございますけれども、1億6,381万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、右側の備考欄の事業の概要のうち、上から4番目の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業に係る基本設計の委託料、それから、最下段の外国人材受入事業者支援事業などの執行残によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

33ページ、上段の職業能力開発校費でございますけれども、1億6,141万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目、離職者訓練事業に

つきまして、訓練受講者の減少、それから、早期に就職先が決まったことで、訓練生が中途退校したことなどによる執行残でございます。

次に、2段目の技術短期大学校費でございますけれども、9,589万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業概要のうち、下から2番目ですけれども、技術短期大学校教育対策事業におけます工事請負費や備品購入費の入札残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の3ページをお願いいたします。

附属資料3ページは、令和4年度繰越事業調べでございます。

上段の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、県立高等技術専門校の建物の再整備及び技能振興センターの設置に要する工事費等でございます。

繰越理由としましては、民間建設需要の高まりにより、資材の調達が遅れたことによる繰越しを行ったものでございます。

9月1日現在の進捗状況は36%となっておりますが、年度末までに完了予定でございます。

それから、下段2段目の県立技術短期大学校の教育対策事業ですけれども、こちらは短期大学校体育館の電気式の移動観覧席の修繕に要する経費の繰越しでございます。

理由としましては、半導体不足の影響で修繕に必要な電気系統の部品の納入が遅れたことから、繰越しを行ったものでございます。

9月1日現在の進捗状況は42%でございましたけれども、その後部品の確保ができましたので、先月9月に事業は完了しております。

続きまして、附属資料の12ページをお願いいたします。

12ページ、令和4年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済額は、上段の延滞金の欄にございますとおおり、994万円余でございます。

これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございますけれども、この中小企業従業員住宅事業の概要について、まず御説明させていただきます。

これは、厚生年金を財源として県が企業の従業員住宅を建設し、それを該当する企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に完済後に譲渡するものでございます。

そのうち、1者について、20年間の貸付期間のうち約5年分の使用料を滞納となっているものでございます。

13ページをお願いいたします。

これまでの未収金対策について御説明いたします。

左側の年月のところを御覧いただきますと、平成25年9月の熊本地裁の判決の結果、貸付金と延滞金の額が確定いたしました。

その後、平成27年2月に、債務者の連帯保証人の不動産の強制競売の申立てを行い、落札された結果、貸付料をはじめとする債権の一部に充当しております。

その後、平成29年3月に、債務者から債務者所有の土地の任意売却について相談がなされたため、弁護士とも相談の上、任意売却に応じることとし、平成29年4月に910万円余を回収いたしました。

平成30年度以降、債務者所有の残る不動産の任意売却の状況の把握に努めておりますが、立地条件等の理由から現在のところ買手が見つからず、任意売却が困難な状況が続いております。

強制競売手続も検討しておりますが、債務者は、県のこの債権以外にも社会保険料の滞納等による多額の公債権を抱えておりますことから、強制競売を申し立てたと仮定した場合、先にその社会保険料等の公債権に配当された後の残額が、この994万円余の公債権のほうに充当されるということになりますの

で、現在のところは、時効が到来する令和9年度までは任意売却に努めてもらうこととしております。

現在は、毎月、債務者から電話や面会等による確認を行っております。

今後も、弁護士等と相談しながら、引き続き、未収金の回収に努めてまいります。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。よろしくお願いいいたします。

お手数ですが、説明資料35ページからお願いいたします。

産業支援課の一般会計の歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

以降、主立ったものを御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、36ページをお願いいたします。

2段目の地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済額に1,928万円余の差が生じておりますが、これは、地域未来投資促進事業において、資材不足及び価格高騰により、年度内の事業完了が困難となり、繰り越したことによるものでございます。

こちらにつきましては、後ほど附属資料でも御説明させていただきます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

1段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に6,909万円余の差が生じておりますが、これは、中小企業DX推進事業補助金において、令和4年度2月補正で予算化した事業であり、年度内の事業完了が見込めず、繰り越したものによるものでございます。

こちらにつきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございま

す。

42ページをお願いいたします。

工鉱業振興費につきまして、7,055万円余の不用額が生じております。

主な要因は、地場企業立地促進費補助におきまして、事業者からの補助申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

なお、翌年度繰越額に1億3,306万円余が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

産業技術センター費につきまして、1,413万円余の不用額が生じております。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による技術普及講習会のオンラインでの開催など、活動内容を見直したことに伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料を御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、上から1段目の地域未来投資促進事業につきましては、先ほど歳入で御説明しましたとおり、資材不足及び価格高騰により、年度内の事業完了が困難となり、繰り越したものでございます。

上から2段目の中小企業DX推進事業補助金につきましては、令和4年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰り越したものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

説明資料の47ページをお願いします。

一般会計の歳入についてです。

不納欠損額、収入未済額はありません。

50ページをお願いします。

一般会計の歳出についてです。

不用額の大きいものについて説明します。

工鉱業振興費について、307万円余の不用額が生じています。

これは、採石等育成増進事業など8事業において、実績が見込みを下回ったことや経費節減に伴う執行残によるものです。

エネルギー政策課は以上です。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、説明資料の51ページをお願いいたします。

51ページから52ページにかけて、一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

まず、51ページ下段の諸収入の貸付金元利収入を御覧いただければと思います。

予算現額と収入済額の間には2億円余の差額が生じております。

こちらは、企業立地促進資金貸付金回収金につきまして、新規貸付金の実績がなかったことによるものでございます。

52ページをお願いいたします。

中段、受託事業収入につきまして、予算現額と収入済額で6億5,484万円余の差額が生じております。

こちらは、企業誘致環境整備事業につきまして、繰越したことによりまして、受託事業収入が減になったものでございます。

繰越事業につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

53ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

一般会計歳出につきまして、53ページ工鉱業総務費におきまして、7億3,724万円余の不用額が生じております。

主なものとしましては、概要のうち、上からポツ3つ目、企業立地促進資金融資事業に

つきまして、新規申請がなかったこと、続きまして、4ポツ目、企業立地促進費補助につきまして、補助金の交付申請額が見込額よりも少なかったことによるものでございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

こちらは、港湾整備事業特別会計でございます。

こちらの歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、56ページをお開きください。

2つ目、臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

こちら、不納欠損額及び収入未済額につきましては該当ございません。

下段の繰越金でございますけれども、予算現額と収入済額との間に6億4,170万円余の差額が生じてございます。これは、過去の用地売却収入等の繰越金でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

こちらは、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございますけれども、こちら、不納欠損額及び収入未済額はございません。

下段の繰越金でございますけれども、予算現額と収入済額との間に2億3,407万円余の差額が生じております。

これは、昨年度の工業団地管理費の執行残を繰り越したものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、工鉦業費に1,033万円余の不用額が生じております。

主なものにつきましては、管理をしております各団地の除草などの管理経費の執行残でございます。

では、別冊附属資料のほうを御覧いただけ

ればと思います。

5ページをお願いいたします。

まず、一般会計の明許繰越しでございます。

企業誘致事業及び企業誘致環境整備事業2本につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして資材確保が困難になったということで、工事施工に不測の日数を要したことにより繰越しをしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらは、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計におきまして、工業団地施設整備事業につきまして、明許繰越しをさせていただいております。

こちらは、現地測量に係る調整に日数を要しまして、年度内の事業完了が困難であったということで、繰越しをさせていただいております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

改めて、一般会計、こちらは事故繰越でございます。

企業誘致環境整備事業につきまして、3億円余の繰越しをさせていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、資材確保が困難で、工事に不測の日数を要したためでございます。

最後に、16ページ、一番最後のページをお願いいたします。

こちらは、県有財産処分一覧表でございます。

表の一番最下段に、決算年度に有償譲渡した1件100万円以上の県有財産を記載しておりますが、5件掲載をさせていただいております。

1番目の城南工業団地、2番から5番につきましては、くまもと臨空テクノパークの区画を民間企業に売却したことによりまして処分の一覧でございます。

企業立地課は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で商工労働部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 中小企業振興資金貸付金ですけれども、未収が多いということで、こういうのは、審査は的確にされているわけですかね。もう申請すればすぐ金が出るというところじゃなかいですよね。

○田浦商工振興金融課長 中小企業振興資金貸付金についての御質問でございます。

未収金が多いが、審査のほうは的確にされているかという御質問でございます。

実は、この振興資金につきましては、平成22年度から新規の貸付けというものは行ってございません。今この未収に上がってございますのは、平成21年以前の貸付けを行ったものということでございます。

貸付けを行うに当たりましては、県とこれは中小機構も一緒に資金を出してございますので、そこ連携をしながら審査をして貸付けをしたという形になってございます。

○岩下栄一委員 結構です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 附属資料の9ページの一番下の4番のところにあります商工振興金融課。

ここの中で、4年度の未収金対策という表現が4番にしてあるんですけれども、そこで、2行目に、補助金を受給した全事業者に対し、財産処分等を行う場合には、事前に手

続が必要であることなどを周知する文書を出したということでありませけれども、グループ補助金については、全てがそうか分かりませけれども、担保も保証人も要らないような状況を聞いたことがあったんですが、そのことと、この関係がどう違うのかを少しお教えいただければと思います。

○田浦商工振興金融課長 今、西山委員の御質問でございますグループ補助金の収入未済に関しまして、保証人ですとか担保とかということがあるのかどうか、それとまた、この最後の収入未収金対策のところはどう関係するのかということでございます。

実は、先ほど岩下委員から御質問ありました中小企業の振興資金会計につきまして、これは貸付金でございますので、そのときにはきちんと担保を取ったり保証人を取ったりということがございます。

こちらのグループ補助金の場合でございますけれども、それは補助金ということでございますので、通常であれば、何もなければ、その補助をしてそのまま終わってしまうという形になります。

未収金が発生いたしますのは、補助金を出した後に、それでほかの第三者に譲渡をするとか、建物を壊してしまうとかということが生じたときに、その補助金のまだお金が残っているといたしますか、その補助金の価値が残っている中で、そういった財産処分をするということでございますので、そこで返納の義務が生じて、それを払わないと未収金になるという形でございますので、ちょっと貸付金と違いまして、そこで保証を立てるとか担保を取るとかということはないという実情でございます。

今御説明申し上げましたとおり、初めは補助金ですので何でもありませんが、後ほど処分をした段階で初めてその返納が生じるということになりますので、そういったことがな

かなか慣れない方も多うございますので、そういった意味で、財産処分を行うときにはきちんと事前に御連絡くださいということを、平成30年度から、全貸付事業者に対しまして通知をいたしているという形になってございます。

○西山宗孝委員 大方のことは、私も理解しているつもりなんですけれども、そういった際に際して連絡するように文書を出したというくだりなんですけれども、これは、補助金を与える場合に、もちろん自己資金何割かを持って事業に当たるということになっていると思うんですが、その補助金を出す場合に、注意喚起としては処分しちゃいかぬということになっているのか、それとも、する場合にはどうかという条件が上がってたんですか。

○田浦商工振興金融課長 まさに今お話ありましたとおりに、そのグループ補助金でつくった施設設備等でございますけれども、やはりその後の経営状況等もございますので、必ず処分してはいけないということではございません。

ただ、今まさに委員がおっしゃいましたとおり、貸付けといいますか、その補助金を出す際に、処分をする場合には御連絡くださいということは、もちろん一緒にお伝えしているところでございます。

○西山宗孝委員 処分してもいいということになりますか。

○田浦商工振興金融課長 その処分については、特に処分しちゃいけないという制限はございません。

○西山宗孝委員 分かりました。せっかくの補助ですので、そういったのを分かっててされる方もいらっしゃるでしょうし、補助って

そんなもんかなと思ひまするんですけども、せっかくの補助、公費を使うわけですので、その辺りも、今後のこととして、処分してもいいよということはおっしゃらないと思うんですが、少しぐらい要件的なことを加味したり、注意喚起を事前に図ったりするのを強めたほうがいいのかなんて感じがしましたので、ぜひとも今後の参考にしていただければと思います。

以上です。

○荒川知章委員 附属資料の8ページで、未収金対策として、債務者に対して納入を働きかけるための電話や訪問等を実施とありますけれども、大体何件に対して、この電話や訪問をして、そのうち何件が返済をされたか分かりますか。

○池永商工政策課長 8ページの、これは営業時間短縮要請協力金の返還についてなんですけれども、3番の未収額の状況の3件に対して電話等の働きかけをしております。訪問についても実施をしております。ただ、若干その未収の対象者が生活保護の受給者であったりということで、生活が困難をしております者や計画的に返還を申し出ておられる方等について、この3件について今返納を求めておるところでございます。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

すみません。次、説明資料の5ページで、くまもと創造人材奨学金返還等サポート事業で2,541万4,000円ありますけれども、すみません、これの現状を詳しく教えていただきたいんですけども。

○池永商工政策課長 くまもと創造人材奨学金返還等サポート事業につきましては、平成30年10月から開始しております、県と制度に参加する県内の参加企業さんとが2分の1

ずつを抛出しまして、県内に就職する若者の奨学金返還や赴任旅費等を支給することにより、若者の県内就職と定着を促すものとしてスタートしておりまして、今年度から商工政策課のほうで担当しておりまして、昨年度まで企画課のほうで担当しておりました。

令和4年度は、令和2年度及び令和3年度に就職された方69名へ奨学金返還支払いを行っております。また、赴任旅費、赴任費用等につきましては、3名に対し支援を行ったところでございます。

以上です。

○荒川知章委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 すみません、34ページですね。

新型コロナ対応再就職支援プログラムということで取組がなされておりまして、こちらの主要な施策の成果で見ますと、95人の就職が決定したということで、成果をきちんと出しているとは思いますが、実際、失われた雇用というのがどのくらいで95人の再就職ができたのか、その辺のちょっと比較をした上での成果を確認したいと思っております。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

新型コロナ対応再就職支援プログラムにつきましては、今委員御説明のとおり、企業への就職に結びついたのが95人でございます。これのともとも県内で何人ぐらいその職を失ったかということでございますけれども、すみません。職を失った数の全体数については、申し訳ございません、ちょっと今手持ちございませんので、後ほど調べた上で報告さ

せていただきたいと思います。

○鎌田聡委員 県のほうも、これは工夫してこういった取組をなされてきてると思いますし、これは、コロナが5類になって雇用情勢がどうなったか、ちょっとあれですけども、これは今年度もやられてるんですかね。

○時田労働雇用創生課長 この当該事業につきましては、令和4年度で終了しております。

○鎌田聡委員 先ほど申し上げましたように、どれだけの効果が成果があったのかと少しちょっと確認したいと思っております、後でまた数字を教えてくださいと思っておりますし、これでコロナが落ち着いて雇用がちゃんと維持されていくということが大事だと思いますけれども、また、万が一いろんな状況がまた変化してくる可能性もありますので、ぜひ、ここで得られたノウハウというのをしっかりとまた今後に活かしていただきたいと思いますので、よろしく願いしときたいと思っております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 初歩的な質問で申し訳ないんですが、この資料を説明いただいて私が感じたのは、熊本は、特にどこでもそうでしょうけれども、中小企業がやっぱりこの地域を支えているなという思いがしてはるんですが、その中で、この熊本県は、今いろいろ説明いただいた対象企業というのは何社ぐらいあって、何社ぐらいが順調な経営なのか、赤字が何%なのかというのが分かればお示しいただきたいんですが、そういうのが分かりますか。今の決算を聞きよったら、危ない企業が多いなと思いがながら……。

○内藤総括審議員 委員御指摘のとおり、本県は、中小企業の割合が圧倒的に多いところでございますけれども、特に危ない企業が多いというわけではございませんで、ただ、割合として数値を今持っているという、すぐ出せるというものではございませんので、後ほどそれはお持ちいたしたいと思っております。

○岩中伸司委員 後でいいです。

○高野洋介委員長 岩中委員、大丈夫ですか。

○岩中伸司委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 すみません。これは、ページでいうと30ページのところにちょっと出てくるんですけども、労働雇用創生課の火の国ハイツの法人解散に伴う残余財産と出てきますけれども、あそこは、なかなか、この労働雇用創生課だけでいろいろこう処分に向けてというか、活用に向けて考えていくのは非常に厳しいだろうということで、都市計画課とか、体育保健課とか、いろいろなところと連携してやっていくことが大事だというふうに考えているんですが、現時点では、どういうふうな方向で今労働雇用創生課が取り組んでらっしゃるのか、お聞かせください。

○時田労働雇用創生課長 火の国ハイツの今後の利活用、特に土地が該当するかと思っておりますけれども、今現在、都市計画課、それから私ども労働雇用創生課、それから知事公室と、今後の利活用について、まずは、法的な制限もかかっております都市公園区域内ということもありますので、そういう利用制限がかかっている土地の中に建物が建っておりますから、今申し上げた公室、それから私ど

も、それから都市計画課とともに、今後の活用で可能性のあるものについて、今庁内で検討しているという段階でございます。

○溝口幸治委員 私の率直な感想は、多分あんまり進んでないのかなと思っておりますけれども、例の渋滞対策とか駐車場の確保とか、ああいうものも絡んできますので、ちょっとスピード感を持って取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○時田労働雇用創生課長 はい、分かりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 15ページ、商工振興金融課。

地域にとって、商工会あるいは商工会議所という、その果たす役割って非常に大事な部分があると思います。

こうやって補助金を出すということは、ある程度県の思いをしっかりと酌んで、それをしっかりと地域の中で中小企業育成に対して取り組むという姿勢が思いがあるんだろうと、なくてはならないというふうに思うんですけども、今現在、商工会、商工会議所との連携の取り方というのは、どういった形でやってらっしゃるのか、聞かせていただければ。

○田浦商工振興金融課長 今、商工会、商工会議所に関する県との関係ということで、どんな形の連携をしているかという御質問でございますけれども、御指摘されましたとおり、職員の補助等を通して支援をしている、まさにその中で県の考えが生かしているんじゃないかということでございますけれども、実は、商工会とか商工会議所につきまして

は、私どももいろんな場面で意見交換をさせていただいております。

例えば、今の目下の経済状況はどうか、中小企業の今求めているニーズは何なのか、そういったところにつきましては、頻繁に意見交換をさせていただいているというところでございます。

○吉永和世委員 先ほど、熊本県は、中小、零細の割合が非常に高いということなので、その流れでいくと、地域においてもやっぱりそういう状況なんだろうと思うので、やっぱり今非常に状況が状況で、物価高騰なり何なりで非常に資材が入りにくいか、いろんな状況がまた変わってきつつあると思うので、先ほど、商工会、商工会議所のある意味そのニーズを捉えていただいて、そこら辺に対する支援というか、それを県の思いとしてしっかりと商工会、商工会議所にやっていただくということが大事かなと思いますので、少々額が増えても、それをしっかりとやっていただくということが大事なので、今やっているところとやってないところの差が若干こうあるような感じもありますので、そこをしっかりと同じようなレベルにさせていただくというのが非常に大事かなと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

今御意見いただきましたとおり、いろいろな場面で商工会議所、商工会と連携を取りながら、また、私どももまだ認識してないところもあるかと思っておりますので、そういったところも含めて、改めてまた連携を強くしながら進めてまいりたいと思います。

○吉永和世委員 お願いします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 今、商工会、商工会議所の会員の話が出ましたけれども、その会員の中でも、特に商店街について少し御質問させていただきたい。

8ページでございます。

商店街コロナ影響分析・継続計画策定支援事業とあって、これは、金額としては10商店街で2,990万ぐらいの予算をされておりますけれども、この分析によって、まずはどういう分析から見えてきたものがあるのかと、あとは、継続していく中で、効果的な取組としてはどういうものがあつたのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○田浦商工振興金融課長 こちらは、今後の商店街がどういうふうな形で持続可能な計画というものをつくれるかとか将来のビジョンを抱くかというところでございます。

これは、なかなか、商店街の皆様にご話し合ってもらっていただく形の中で出てくるものでございまして、それぞれその特徴はやはりございます。山鹿なら山鹿ですとか、熊本市内なら熊本市内、八代なら八代というところで、いろんなところで計画を立ててございます。

計画を立てた中で、それを実現していく、長期的にとり短期的に実現していくというところにつきまして、また、私どもの商店街関係の補助金等でございますので、それを活用してやっていただくという形で今連携を取りながら、その流れをつなぎながらやっているところでございます。

○城戸淳委員 やっぱりコロナ禍で、かなり商店街の特に飲食業の方が辞められたところもあるし、特に、これから夜の飲食業といひましようか、やっぱりタクシー、代行、この辺がもうかなり逼迫した課題がありますので、商店街としては、かなり危惧して、これから将来の不安もまだまだ——コロナ禍が明

けたと、5類になったといえども、非常に厳しい状況が続いている。これの打開策として、非常になかなか難しいところもありますけれども、先ほど言いました、やっぱりまずは、人が行かないために、タクシーとかあの辺がないもんだから、非常に逼迫しているもんだから、その辺も非常にどがんかせなんなというのもちよっと思っておりますけれども、商店街もいろいろ一生懸命取組をされるところもありますので、その辺は、継続して支援をして、これからまたコロナが明けて、いろんなメニューも考えていただいて、支援をしていただけたらと思います。

これは、要望をお願いします。

○高野洋介委員長 はい、分かりました。

ほかにございせんか。

○城下広作委員 51ページと52ページの部分で、企業立地促進貸付金の件ですが、なかなか、補助金申請が見込みを下回ったということだけでも、イメージ的には、熊本の場合、今企業立地の促進という形で、申込みが逆にもう多いんじゃないかと思うんだけど、結果的には少なかったという、この背景というのをちょっと若干お尋ねしたいと思います。

○元田企業立地課長 城下委員の今御質問でございませう。

ほかの委員会も含めまして、企業誘致が進んでいるところは常々お伝えしてきているところでございませう。

また、本県の中小企業が非常に大事だということにおきましても、改めて誘致企業のウエートというのをございまして、この企業立地促進費補助等が企業誘致部分で減額等が生じている部分ございませうけれども、こちらにつきましては、当初予算の時点で、見込んでいた数字よりも実績等で精査のタイミング

がずれたりとか、そういった様々な要因もございまして、決算のベースでちょっと数字が落ちているのはございませうけれども、総じてその全体の数が減っているとかそういうことではございませうで、当初予算との比較でちょっとずれが生じているということによる減額が主なものでございませう。

以上でございませう。

○城下広作委員 それで安心しました。今一番熊本は売手市場だから、基本的にはたくさん来るような声がオファーが多いだろうと思うので、しっかり頑張っていたきたいと。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

なければ、私のほうから最後に御質問なんですけれども、最初に、部長の冒頭の中で、昨年度の委員長報告の未収金対策についてお話がありましたけれども、今年も未収金が改善されている部分と改善されてない部分がございますが、私、前からずっと問題視しておりますのが、今の皆様方の体制の中で未収金をこれ以上やっても、人的に不足しているんじゃないかなというふうな懸念をしております。

といいますのが、当然、それぞれの御意見が今ありましたけれども、それぞれ、商工会だとか、商工会議所だとか、商店街だとか、そういったところも支援をしなればいけない一方で、こういう徴収対策もしなければいけないということで、人的に大変厳しい部分があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、実際のところ、そういう未収金対策とか、そういう徴収対策についての人的な数自体は足りてるのかなというのを、ざっくりで構いません。もう単刀直入で構いませんので、足りてるか足りてないかだけでも構いませんので、言っていただければと思いますけれども、どちらでお答え……。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

今お話ししていただきましたとおり、今、商工振興金融課、様々な事業を抱えてございます。その中で、こういった未収金の対策というものをきちんと力を入れてやってございます。

本当に職員は一生懸命やってございまして、実は、先ほど7,000万円をきちんと回収いたしましたって話もそうですし、今年度になりまして、今まで払っていただけなかったところから新たに払っていただくというのは、少額ではございますが、そういったものも日頃の職員の努力でこういうことができたのかなということは感じております。

一方で、今まさに委員長御指摘のとおり、こういったところに対して、少額のこのお金を取るために、これだけの人間をかけるのかというところ、今職員、本当、一斑一斑一生懸命頑張っているところでございますけれども、なかなかそこもうまくいけるのか、バランスが取れるのかというところはございます。そこは部内でもきちんと相談をしながら、今後の体制というものについて考えていきたいと思っております。

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

回収が難しい部分も多いと思えますし、当然、借りた人は、最初は返したくても、そういった形でスタートしてるんだけど、どうしてもせっぱ詰ったりとか難しい部分があると思えますが、あくまでも税金を流入しているものですから、しっかり公平性の観点を抱きながら、法的措置をしながら、やっぱりそこはきちんとやらなければいけない一方で、民間を活用しながら、もう少し徴収率を上げるといふ努力も考えていかなければいけないなというふうに思いますので、ここは要望しておきますので、今後とも精いっぱいよ

ろしくお願いをいたします。

ほかにございませつか。

なければ、これで審査を終了いたします。

次回の第5回委員会は、10月20日金曜日午前10時から開会し、午前に農林水産部、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長